

基本的な交通ルール①

歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール

1 道路交通法上の自転車の位置づけ 自転車は「くるま」

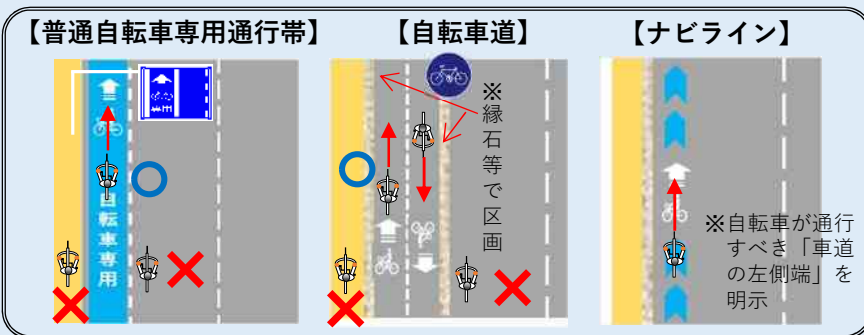
道路交通法では、自転車は「車両（軽車両）」に分類され、「歩行者」ではない。

※ただし、自転車を押して歩くときは歩行者とされる。



2 自転車の通行場所と通行方法 車道が原則、歩道は例外

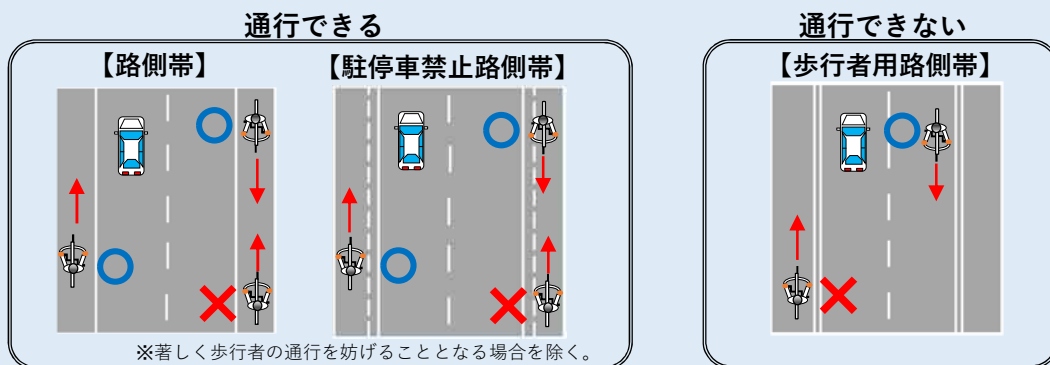
- ・自転車は、原則、車道の左側部分を通行。
- 下図のような道路標示等がある場合は、その示された場所を通行。



- ・道路標識等により、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行。
- 歩道に普通自転車通行指定部分があるときは、その示された場所を通行。



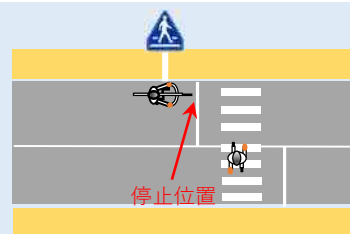
- ・路側帯は、歩行者用路側帯を除き、著しく歩行者の通行を妨げる場合以外は通行できる。



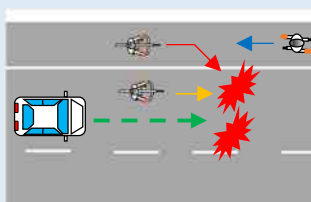
3 横断歩行者の優先 横断歩道は歩行者が通行する場所

横断歩道に接近する際は、横断歩行者がいなかったことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前（停止線があるときは停止線の直前）で停止できる速度で進行する。

また、横断歩行者がいるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、歩行者に進路を譲る。



4 並進の禁止 並進走行は交通事故のリスク大



- ・並進により、危険回避が困難（逃げ場がない）。
- ・他者との衝突のリスクが増大。
- ・他者に迷惑。

5 駐輪場所、駐輪方法 自転車は駐輪場へ

特に歩道上での放置自転車は、歩行者の安全な通行の妨げになる。

